

マーレ特設行政相談

どこへ相談したらいいの？

相続手続や相続税を知りたい？

土地建物の名義変更方法？



無料

役所の対応に納得できない！

マンションの管理内容への疑問？

後見人、遺言、近隣トラブルへの対処等

予約不要、秘密厳守

＝相談例＝

登記・相続、税金、マンション管理、道路、年金、社会保険、その他行政などへの苦情・困りごと

日時

令和5年11月10日(金)

13:30～17:30

(受付は17:00まで)

会場

武蔵浦和駅南ビル

マーレA館1階入口

(裏面に地図があります)

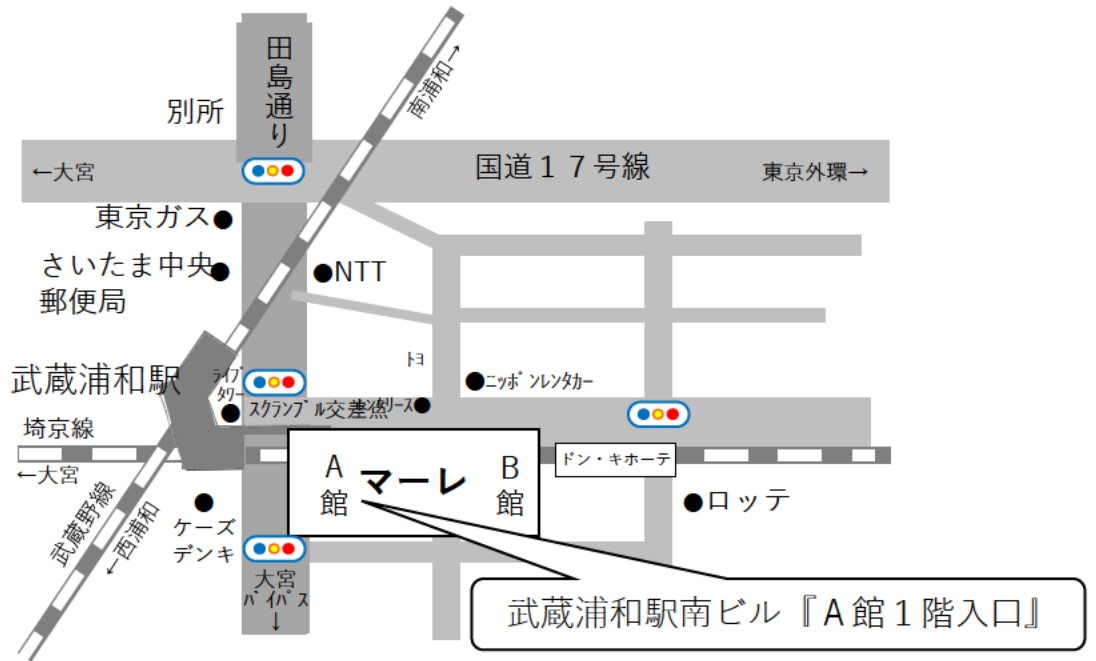
参加機関等：埼玉司法書士会、埼玉県マンション管理士会、関東信越税理士会埼玉県支部連合会行政相談委員、関東管区行政評価局

お気軽にご利用ください

(注) 当日は先着順で相談時間が相談1件につき原則20分以内、また、ご相談に応じられない内容(捜査に着手中のもの、裁判をしたもの、不服申立をしたものなど)もありますのでご注意ください。

◆お問い合わせ先：さいたま総合行政相談所 (TEL 048-839-8150)

◆ マーレ特設行政相談案内図



次のとおり、行政などへの苦情・困りごとを受け付けておりますので、お気軽にご利用ください。

さいたま総合行政相談所

◆ 武蔵浦和駅南ビル マーレA館2階

- ◎ 一般行政相談／毎週月～土曜日（祝休日、マーレの休館日、年末・年始を除く）
・受付時間／10時～16時30分（来所又は電話相談）
お電話は048-839-8150へ
- ◎ マンション管理相談／毎週日曜日（年末・年始を除く）
・受付時間／13時～16時（電話相談はできませんので、来所にてお願いします。）

行政相談委員

- ◆ 行政相談委員は、総務大臣から委嘱され、地域の身近な相談相手として、相談者への助言や関係行政機関への通知などの仕事を無報酬で行っています。行政相談委員は、市役所・町村役場、公民館などで定期的に、あるいは巡回して、皆さんからの相談を受け付けております。
※ 詳しくは、関東管区行政評価局（行政相談課 048-600-2311）へお尋ねください。

総務省関東管区行政評価局

- ◆ 行政などへの苦情・困りごと、お問合わせは、

おこまりならまる まるくじょーひゃくとおぼん

0570-090110（行政苦情110番・全国共通番号）

※一部のIP電話(050型)は **048-601-1100** におかけください。

F A X : 048-600-2336

インターネット <https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>

